(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

(EPA税率を適用する場合の取扱い)

- 68 5 1 E P A 税率の適用を受けようとする輸入申告(法第43条の3第1項 (法第61条の4において準用する場合を含む。)又は第62条の10の規定による承認 の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。)が行われた貨物に係るもの又 は特例申告に係る指定貨物のものを除く。以下この節において「輸入申告」とい う。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。
 - (1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い

受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、 次の確認等を行う。

- イ 暫定法第8条の6第4項に基づくEPA税率適用停止の有無の確認 輸入申告に係る貨物について、暫定法第8条の6第4項の規定に基づくE P A 税率の適用停止の有無の確認を行う。
- ロ 締約国原産地証明書についての確認

輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号イ後段かっこ書に規定する 貨物である場合を除き、同項第2号イに規定する締約国原産地証明書(後記 68-5-11(締約国原産地証明書の様式)の規定により定める様式のもの)が 添付されているか否か(添付されていない場合等には、同条第5項に規定す る税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか 否か。)、更に締約国原産地証明書(令第61条第1項第2号イに規定する原産 地証明書をいう。以下同じ。)が添付されているときは、同条第4項及び第6 項の規定に基づき、当該締約国原産地証明書が次のすべての要件を満たして いるか否かについて確認を行う。

(イ) 締約国原産地証明書にあっては、同条第4項の規定に基づき、同項表 中の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれの同表の中欄に掲 げる事項が記載されていること。

なお、締約国原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であっ て第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合に、当 該締約国原産地証明書の発給時点において、当該貨物の輸入申告の際提出 される仕入書の番号が不明であることを理由に当該締約国原産地証明書 のうちの仕入書の番号及び日付を記載する欄が空欄になっている場合又 は当該輸出者が輸出国において発行する仕入書の番号及び日付が記載さ れている場合がある。これらの場合には、当該締約国原産地証明書により 原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、 輸入申告された貨物の輸出国から本邦までの取引関係が確認できる什入

(EPA税率を適用する場合の取扱い)

68 - 5 - 1 E P A 税率の適用を受けようとする輸入申告(法第43条の3第1項 (法第61条の4において準用する場合を含む。)又は第62条の10の規定による承認 の申請(以下この節において「蔵入申請等」という。)が行われた貨物に係るもの又 は特例申告に係る指定貨物のものを除く。以下この節において「輸入申告」とい う。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。

改正前

(1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い

受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、 次の確認等を行う。

- イ 暫定法第8条の6第4項に基づくEPA税率適用停止の有無の確認 輸入申告に係る貨物について、暫定法第8条の6第4項の規定に基づくE PA税率の適用停止の有無の確認を行う。
- ロ 締約国原産地証明書についての確認

輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号イ後段かっこ書に規定する 貨物である場合を除き、同項第2号イに規定する締約国原産地証明書(後記 68-5-11(締約国原産地証明書の様式)の規定により定める様式のもの)が 添付されているか否か(添付されていない場合等には、同条第5項に規定す る税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか 否か。)、更に締約国原産地証明書(令第61条第1項第2号イに規定する原産 地証明書をいう。以下同じ。)が添付されているときは、同条第4項及び第6 項の規定に基づき、当該締約国原産地証明書が次のすべての要件を満たして いるか否かについて確認を行う。

(イ) 締約国原産地証明書にあっては、同条第4項の規定に基づき、同項表 中の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれの同表の中欄に掲 げる事項が記載されていること。

なお、締約国原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であっ て第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合に、当 該締約国原産地証明書の発給時点において、当該貨物の輸入申告の際提出 される仕入書の番号が不明であることを理由に当該締約国原産地証明書 のうちの仕入書の番号及び日付を記載する欄が空欄になっている場合又 は当該輸出者が輸出国において発行する仕入書の番号及び日付が記載さ れている場合がある。これらの場合には、当該締約国原産地証明書により 原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、 輸入申告された貨物の輸出国から本邦までの取引関係が確認できる仕入

書その他の関係書類を輸入者に求めることとするが、これらの書類が輸入者から提出されない場合は、必要に応じ、後記68 - 5 - 21(締約国原産品であることについての確認)に定める手続きをとることとなるので、留意する。

(省略)

(二) シンガポール協定原産地証明書についての確認

「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」(平成14年条約第16号)(以下「シンガポール協定」という。)第31条に基づく原産地証明書(以下「シンガポール協定原産地証明書」という。)にあっては、令第61条第4項の規定に基づき、当該シンガポール協定原産地証明書に係る貨物を送り出した際に発給されたものであるか否かについても確認を行う。

また、シンガポール協定附属書 A に定める品目別規則(以下この節に おいて「シンガポール協定品目別規則」という。)のうち、関税率表第 0301.10号の産品のうちのこい及び金魚以外のものの規則にあっては、 The goods were imported at the stage of frv from a non-Party which is an ASEAN member country where the fry had been born or hatched, and the goods were raised in (日本又はシンガポール) for at least one month.」が、第16類、 第18類から第20類までの産品であって東南アジア諸国連合の加盟国であ る第三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認めている規則にあって は、「The goods were produced from (材料名) of a non-Party which is an ASEAN member country.」が、第19類又は第20類の産品であって当該産品の 生産に東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国 の非原産材料であって、第7類、第8類、第11類、第12類又は第17類のも のの使用を認める規則にあっては、「The goods were produced from (材料 名) of a non-Party which is an ASEAN member country.」及び「(上記の材料 名) were produced from (材料名) harvested, picked or gathered in (本邦、シ ンガポール又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名).」が、 第50類から第63類の産品であって東南アジア諸国連合の加盟国である第 三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認めている規則(以下「繊維製 品の規則」という。) にあっては、「The goods were produced from (材料名) with respect to which (作業又は加工の名称) had been conducted in (本邦又 は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名)」が、それぞれ品名

改正前

書その他の関係書類を輸入者に求めることとするが、これらの書類が輸入者から提出されない場合は、必要に応じ、<u>後記68 - 5 - 21の2 (メキシコ協定原産品であることについての確認)、68 - 5 - 21の3 (マレーシア原産品であることについての確認)、68 - 5 - 21の4 (チリ原産品であることについての確認)又は68 - 5 - 21の5 (タイ原産品であることについての確認)に定める手続きをとることとなるので、留意する。</u>

(省略)

(二) シンガポール協定原産地証明書についての確認

「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」(平成14年条約第16号)(以下「シンガポール協定」という。)第31条に基づく原産地証明書(以下「シンガポール協定原産地証明書」という。)にあっては、令第61条第4項の規定に基づき、当該シンガポール協定原産地証明書に係る貨物を送り出した際に発給されたものであるか否かについても確認を行う。

また、シンガポール協定附属書 A に定める品目別規則(以下この節に おいて「シンガポール協定品目別規則」という。)のうち、関税率表第 0301.10号の産品のうちのこい及び金魚以外のものの規則にあっては、 The goods were imported at the stage of fry from a non-Party which is an ASEAN member country where the fry had been born or hatched, and the goods were raised in (日本又はシンガポール) for at least one month.」が、第16類、 第18類から第20類までの産品であって本邦、シンガポール又は東南アジア 諸国連合の加盟国である第三国の材料の使用を認めている規則にあって は、「The goods were produced from (材料名) of a non-Party which is an ASEAN member country.」が、第19類又は第20類の産品であって当該産品の 生産に本邦、シンガポール又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国 の非原産材料であって、第7類、第8類、第11類、第12類又は第17類のも のの使用を認める規則にあっては、「The goods were produced from (材料 名) of a non-Party which is an ASEAN member country.」及び「(上記の材料 名) were produced from (材料名) harvested, picked or gathered in (本邦、シ ンガポール又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名)」が、 第50類から第63類の産品であって本邦、シンガポール又は東南アジア諸国 連合の加盟国である第三国の材料の使用を認めている規則(以下「繊維製 品の規則」という。)にあっては、「The goods were produced from (材料名) with respect to which (作業又は加工の名称) had been conducted in (本邦又 は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名)」が、それぞれ品名

なお、上記の第19類又は第20類の産品に係る規則及び繊維製品の規則にあっては、東南アジア諸国連合の加盟国である国名の記載に代えて、「ASEAN」と記載することができるので留意する。

(省略)

(チ)インドネシア協定原産地証明書についての確認

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」(平成20年条約第2号)(以下「インドネシア協定」という。)附属書2に定める品目別規則(以下「インドネシア協定品目別規則」という。)のうち、繊維製品の規則にあっては、材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名が、それぞれインドネシア協定第41条に基づく原産地証明書(以下「インドネシア協定原産地証明書」という。)の「4. Item number(as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number」の欄に記載されるので留意する。

なお、これらの材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の産品であるか否かについては、必要に応じて、関係書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については、インドネシア協定第50条に定める運用上の手続規則別紙3に掲げる書類とする。

(省略)

なお、上記の第19類又は第20類の産品に係る規則及び繊維製品の規則にあっては、東南アジア諸国連合の加盟国である国名の記載に代えて、「ASEAN」と記載することができるので留意する。

(省略)

(新規)

(省略)

	(注)傍線を何した固所か改止部分である。
改正後	改正前
<u>(インドネシア原産品の認定の基準)</u>	
68‐5‐2の6 インドネシア協定における関税についての特別の規定によ	
る便益による税率(以下「インドネシア税率」という。)を適用する場合にお	
いて、輸入貨物がインドネシア協定第3章の規定に基づきインドネシアの	
であるかの認定については、同協定第28条から第32条、第34条及び第35条	
の規定に基づき次により行う。	
なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のため	
イ インドネシアにおいて完全に得られ、又は生産される産品	
ロ インドネシア又は本邦(インドネシア協定第30条を適用する場合)	
の原産材料のみからインドネシアにおいて完全に生産される産品	
ハ 非原産材料を使用してインドネシアにおいて完全に生産される産品	
であって、インドネシア協定附属書2及びインドネシア協定第3章の	
<u>すべての関連する要件を満たすもの。この場合、附属書2において2</u>	/ ±c +8 \
つ以上の規則が掲げられている規則は、いずれか1つを満たせば足り	(新 規)
<u>るものとする。</u>	
<u>(2) 上記(1)のイにおいて、インドネシアにおいて完全に得られ、又は生産</u>	
される産品とは、次のいずれかの産品に該当する産品をいう。	
<u>イ 生きている動物であって、インドネシアにおいて生まれ、かつ、成</u>	
<u>育されたもの</u>	
<u>ロ インドネシアにおいて狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲によ</u>	
<u>り得られる動物</u>	
<u>ハ インドネシアにおいて生きている動物から得られる産品</u>	
<u>ニ インドネシアにおいて収穫され、採取され、又は採集される植物及</u>	
び植物性生産品	
<u>ホ インドネシアにおいて抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の</u>	
<u>物質(イから二までに規定するものを除く。)</u>	
へ インドネシアの船舶により、本邦に属しない海から得られる水産物	
その他の産品	
<u>ト 本邦の外におけるインドネシアの工船上においてへに規定する産品</u>	

	(注)傍線を付した箇所が改正部分である。
改正後	改正前
から生産される産品	
チーインドネシアの外の海底又はその下から得られる産品。ただし、イ	
ンドネシアが、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条	
件とする。	
リーインドネシアにおいて収集される産品であって、インドネシアにお	
いて本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であ	
<u>り、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの</u>	
ヌ インドネシアにおける製造若しくは加工作業又は消費から生ずるく	
<u>ず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの</u>	
<u>ル 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な</u>	
<u>産品から、インドネシアにおいて回収される部品又は原材料</u>	
<u>ヲ インドネシアにおいてイからルまでに規定する産品のみから得ら</u>	
<u>れ、又は生産される産品</u>	
なお、上記へ及びトにおいて「インドネシアの船舶」及び「インドネシア	
の工船」とは、それぞれ、インドネシア協定第28条(c)に定めるとおり、	
<u>次のすべての条件を満たす船舶及び工船をいう。</u>	
() インドネシアにおいて登録されていること。	
<u>() インドネシアの旗を掲げて航行すること。</u>	
() インドネシア又は本邦の国民若しくは法人(インドネシア又は本	
<u>邦に本店を有する法人であ</u> って <u>、代表者、役員会の長及び当該役員</u>	
会の構成員の過半数がインドネシア又は本邦の国民であり、かつ、	
インドネシア又は本邦の国民若しくは法人が50%以上の持分を所有	
<u>しているものに限る。)が50%以上の持分を所有していること。</u>	
() 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の75%以上がインドネシア又	
は本邦の国民であること。	
(3) インドネシア協定第30条の取扱いについては、次による。	
インドネシア協定第30条1の規定により、インドネシアにおいて産品	
を生産するための材料として使用される本邦の原産品は、インドネシア	
原産材料とみなすことができる。また、インドネシア協定第30条2の規	
定から、インドネシアで生産された産品がインドネシア原産品であるか	
否かを決定するため原産資格割合を算定するに際し、本邦又はインドネ	
シアで生産された非原産材料を産品の生産の一次材料として使用する場合に対して、原文資格制のの計算者の共産者が関係を持続しています。	
合において、原産資格割合の計算式の非原産材料価額に算入する額につ	

改正後 改正前 以正前の生産に使用される非原産材料 (二次非原産

- いては、当該一次非原産材料の生産に使用される非原産材料(二次非原産材料)の価額に限定することができる。なお、この場合当該一次非原産材料の生産に使用される原産材料(二次原産材料)には、本邦の原産材料も含むことになるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、インドネシア協定原産地証明書の「5. Preference Criterion」の欄に「A C U」と表示される。
- (4) インドネシア協定第31条の規定については、同協定附属書 2 第 1 節一般的注釈に具体的規定があるので留意する。なお、当該規定を適用した場合には、インドネシア協定原産地証明書の「5. Preference Criterion」の欄に「DMI」と表示される。
- (5) インドネシア協定附属書 2 において、関税分類の変更又は特定の製造 若しくは加工作業の要件を定めた品目別規則について、次に掲げる作業 が行われることのみによって当該品目別規則を満たすものとしてはなら ないので、留意する。
 - イ 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保管することを確保する作業(乾燥、冷凍、塩水漬け等)その他これに類する作業
 - ロ 改装及び仕分
 - ハ 組み立てられたものを分解する作業
 - ニ 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
 - ホ 通則 2 (a)の規定に従って1の産品として分類される部品及び構成品の収集
 - へ 物品を単にセットにする作業
 - ト イからへまでの作業の組合せ
- (6) インドネシア協定第34条の規定の取扱いについては、次による。
 - イ インドネシア協定第29条から第32条までの関連規定の要件を満たし、かつ、通則2(a)の規定により完成品として関税分類される産品について、巨大な貨物である等の理由により輸入時に組み立ててないか又は分解してある状態であっても、インドネシア原産品となる。
 - 口 インドネシアにおいて、組み立ててないか又は分解してある材料から組み立てられる産品であり、その材料が通則 2 (a)の規定により完成品として関税分類される産品としてインドネシアに輸入されるものについては、当該組み立ててないか又は分解してある産品の非原産材料が個別にインドネシアに輸入された場合に、上記の完成品の品目別規

新旧対照表

	(注)傍線を刊した箇別が以上部力である。
改正後	改正前
<u>則及び関連する要件を満たす場合は、インドネシア原産品となる。</u>	
(7) 在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が産	
品の生産に使用される場合、又は代替性のある原産品及び非原産品が在	
庫において混在している場合には、インドネシア協定第35条の規定によ	
<u>り、インドネシアにおいて一般的に認められている会計原則に基づく在</u>	
庫管理方式に従って、インドネシアの原産材料であるか否か、又はイン	
ドネシア原産品であるか否かを決定することができる。なお、当該規定	
を適用した場合には、インドネシア協定原産地証明書の「5.Preference	
Criterion」の欄に「FGM」と表示される。	

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

(関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)

68-5-3 関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた経済連携協定品目別規則(関税暫定措置法第7条の8に規定する経済連携協定の附属書で定める品目別規則をいう。以下同じ。)の適用対象となる「材料」は非原産材料のみであり、「非原産材料」とは、経済連携協定上の原産品とされない材料をいう。

(省略)

- (6) インドネシア協定においては、以下の点に留意する。
 - イ 産品の生産、試験若しくは検査に使用される産品(当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。)又は産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される産品は、インドネシア協定第36条及び第28条(g)の規定により、「原産材料」とみなされる。なお、間接材料には、燃料及びエネルギー、工具、ダイス及び鋳型、設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品、生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品、手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品、触媒及び溶剤等がある。
 - 口 産品とともに納入される標準的な附属品、予備部品及び工具(以下この項において「附属品等」という。)については、インドネシア協定第37条の規定により、当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料についてインドネシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない(当該附属品等に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされておらず、当該附属品等の数量及び価額が当該産品について慣習的なものである場合に限る。)。ただし、当該産品がインドネシア協定品目別規則に定める原産資格割合の要件の対象となる場合には、場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。
 - 八 産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、 インドネシア協定第38条の規定により、通則5の規定に従って当該産 品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品の生産に使用 されたすべての非原産材料についてインドネシア協定品目別規則に定

改正前 (関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた品目別規則の取扱い)

68-5-3 関税分類変更基準又は特定加工基準を用いた経済連携協定品目別規則(関税暫定措置法第7条の8に規定する経済連携協定の附属書で定める品目別規則をいう。以下同じ。)の適用対象となる「材料」は非原産材料のみであり、「非原産材料」とは、経済連携協定上の原産品とされない材料をいう。

(省略)

(新規)

	(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。
改正後	改正前
める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否	
<u>かを決定するに当たって考慮しない。ただし、当該産品がインドネシ</u>	
ア協定品目別規則に定める原産資格割合の要件の対象となる場合に	
は、場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。	
二 船積み用のこん包材料及びこん包容器については、インドネシア協	
定第39条の規定により、当該産品の生産に使用されたすべての非原産	
材料についてインドネシア協定品目別規則に定める関税分類の変更又	
は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たっ	
て考慮しない。ただし、インドネシア協定品目別規則に定める原産資	
<u>格割合の要件を満たしているか否かを決定するに当たっては原産材料</u>	
<u>とみなす。</u>	

【関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

(原産資格割合を用いた経済連携協定の品目別規則の取扱い)

68 - 5 - 4

- (1) 原産資格割合を用いたシンガポール協定品目別規則の適用において、貨物がシンガポールにおいて「十分な変更」が加えられたとされ、シンガポール原産品として認定されるためには、当該貨物の「原産資格割合」が、同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業(シンガポール協定第22条(c)の「生産」の定義には入らない品質検査等の産品の価値を高める作業を指す。)が最後に行われた国がシンガポール又は同協定第24条1の適用による本邦であることが必要とされる。
 - イ「原産資格割合」は、次により算出する。

F O B 価額 - 非原産資格価額

原産資格割合(%)=

 $\times 100$

FOB価額

この場合における用語の意義は次による。

- (イ) 「FOB価額」とは、シンガポールから送り出される貨物のシンガポールの送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船甲板渡し価額であり、これには送り出した際に軽減され、免除され又は払い戻された内国税を含まない。
- (ロ) 「非原産資格価額」とは、貨物の生産に当たって生産者により使用されたすべての材料の非原産資格価額を合計したものである。

なお、「非原産資格価額」の算出に当たり、材料の価額は、シンガポールに輸入された際のCIF価格(関税評価協定に従って決定される価格)とする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についてのシンガポールにおける確認可能な最初の買手から売手に支払われる当該材料に係る支払い価格とする。この場合において、前記68 - 5 - 2 (シンガポール原産品の認定の基準)の(4)に掲げる「十分な変更とみなされない作業」によって付加された価値については、当然算入することになるので留意する。

<u>ロ 上記イの(ロ)により規定する非原産資格価額は、次の計算式により算出</u>する。

非原産資格価額 = 材料価額の総額 - すべての材料の原産資格価額 この場合において、 改正前

(付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の取扱い)

- 68 5 4 付加価値基準を用いたシンガポール協定品目別規則の適用において、貨物がシンガポールにおいて「十分な変更」が加えられたとされ、シンガポール原産品として認定されるためには、当該貨物の「原産資格割合」が、同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業(シンガポール協定第22条(c)の「生産」の定義には入らない品質検査等の産品の価値を高める作業を指す。)が最後に行われた国がシンガポール又は同協定第24条1の適用による本邦であることが必要とされる。
 - (1)「原産資格割合」は、次により算出する。

F O B 価額 - 非原産資格価額

原産資格割合(%)=

× 100

FOB価額

この場合における用語の意義は次による。

- イ 「FOB価額」とは、シンガポールから送り出される貨物のシンガポールの送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船甲板渡し価額であり、これには送り出した際に軽減され、免除され又は払い戻された内国税を含まない。
- <u>口「非原産資格価額」とは、貨物の生産に当たって生産者により使用され</u>たすべての材料の非原産資格価額を合計したものである。

なお、「非原産資格価額」の算出に当たり、材料の価額は、シンガポールに輸入された際のCIF価格(関税評価協定に従って決定される価格)とする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についてのシンガポールにおける確認可能な最初の買手から売手に支払われる当該材料に係る支払い価格とする。この場合において、前記68 - 5 - 2 (シンガポール原産品の認定の基準)の(4)に掲げる「十分な変更とみなされない作業」によって付加された価値については、当然算入することになるので留意する。

(2) 上記(1)の口により規定する非原産資格価額は、次の計算式により算出する。

非原産資格価額 = 材料価額の総額 - すべての材料の原産資格価額 この場合において、

イ 「材料価額の総額」とは、当該貨物の生産に当たって使用されたすべて

改正後

- (イ) 「材料価額の総額」とは、当該貨物の生産に当たって使用されたすべての材料の価額の総額をいう。
- (ロ) 「すべての材料の原産資格価額」とは、すべての材料の「原産資格価額」の総額をいう。
- 八 上記口の(口)における各材料の「原産資格価額」は、次のとおり算出する。 (イ) 各材料が、本邦又はシンガポールにおいて最後の生産又は作業が行われた材料であって、かつ、当該材料の価額のうち、「本邦又はシンガポールに帰せられる当該材料の原産価額」(すなわち、当該材料の生産においてシンガポール又はシンガポール協定第24条1の適用による本邦で付加された価値(当該材料の生産に使用された材料のうち、同協定上、シンガポール又は同協定第24条1の適用による本邦を原産とする材料の価額も含む。)をいう。)の占める割合が40%以上である場合には、当該
 - (ロ) 各材料が上記(イ)の要件を満たさない場合には、当該材料の「原産 資格価額」は「本邦又はシンガポールに帰せられる当該材料の原産価額」 と同額とする(例:39% 39%)。

材料の「原産資格価額」は当該材料の価額に等しい価額とする(例:40%

(2) 域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則における産品の域内原 産割合は、取引価額方式により算出し、次の計算式により算定する。

産品の取引価額 - 非原産材料価額

域内原産割合(%)=

100%)

× 100

産品の取引価額

この場合における用語の意義は次による。

- イ「産品の取引価額」とは、メキシコから送り出される貨物のメキシコの送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船甲板渡し価額である。ただし、メキシコの生産者が産品を直接送り出さない場合には、メキシコにおいて買手が当該生産者から当該産品を受領する地点における価額となる等、メキシコ協定第23条3、4及び5に特別の規定が定められているので、留意する。
- <u>口「非原産材料価額」とは、産品の生産において生産者が使用したすべての</u> 非原産材料の価額をいうものとし、次のとおり算出する。
 - (イ) メキシコ協定第24条 4 (a)の規定により、産品の生産に当たって生

改正前

の材料の価額の総額をいう。

- 口 「すべての材料の原産資格価額」とは、すべての材料の「原産資格価額」 の総額をいう。
- (3) 上記(2)の口における各材料の「原産資格価額」は、次のとおり算出する。 イ 各材料が、本邦又はシンガポールにおいて最後の生産又は作業が行われた材料であって、かつ、当該材料の価額のうち、「本邦又はシンガポールに帰せられる当該材料の原産価額」(すなわち、当該材料の生産においてシンガポール又はシンガポール協定第24条1の適用による本邦で付加された価値(当該材料の生産に使用された材料のうち、同協定上、シンガポール又は同協定第24条1の適用による本邦を原産とする材料の価額も含む。)をいう。)の占める割合が40%以上である場合には、当該材料の「原産資格価額」は当該材料の価額に等しい価額とする(例:40%100%)。
 - 口 各材料が上記イの要件を満たさない場合には、当該材料の「原産資格 価額」は「本邦又はシンガポールに帰せられる当該材料の原産価額」と同額とする(例:39% 39%)。

(域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則の取扱い)

68-5-4の2 域内原産割合を用いたメキシコ協定品目別規則における産品の域内原産割合は、取引価額方式により算出し、次の計算式により算定する。

産品の取引価額 - 非原産材料価額

域内原産割合(%)=

 $\times 100$

産品の取引価額

この場合における用語の意義は次による。

- (1) 「産品の取引価額」とは、メキシコから送り出される貨物のメキシコの送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船甲板渡し価額である。ただし、メキシコの生産者が産品を直接送り出さない場合には、メキシコにおいて買手が当該生産者から当該産品を受領する地点における価額となる等、メキシコ協定第23条3、4及び5((域内原産割合))に特別の規定が定められているので、留意する。
- (2) 「非原産材料価額」とは、産品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額をいうものとし、次のとおり算出する。

産者が取得し、かつ、使用する原産材料の生産において、当該原産材料の生産者が使用した非原産材料の価額は、非原産材料価額に含めないので、留意する。例えば、メキシコ協定品目別規則において満たすべき域内原産割合が60%以上である旨規定されている材料の場合、当該材料に含まれる原産材料の価額の割合が70%、非原産材料の価額の割合が20%、諸経費の価額の割合が10%であるときには、当該材料は原産材料と認められることから、当該材料に含まれる非原産材料の価額は、非原産材料価額の算出に当たって考慮しない。他方、当該材料に含まれる原産材料の価額の割合が40%、非原産材料の価額の割合が50%、諸経費の価額の割合が10%であるときには、当該材料は非原産材料と認められることから、当該材料に含まれる非原産材料の価額は、非原産材料価額に含まれることとなるので、留意する。

- (ロ) メキシコ協定第26条の規定に基づき産品の生産者が中間材料として指定する自己生産の原産材料において、当該生産者が使用した非原産材料の価額も同様に、同協定第24条4(b)の規定により、非原産材料価額に含めないこととなる。
- (八) 域内原産割合を計算するに際し、協定に規定される原産資格を与えることとならない作業によって付加された価値については当然算入することになるので留意する。なお、メキシコ協定原産品の認定に当たっては、協定第34条に規定する作業のみにより付加された価値が、メキシコ協定附属書4に定める割合を満たす場合は、メキシコ協定原産品とはならないことに留意する。
- (3) マレーシア原産品、チリ原産品、タイ原産品又はインドネシア原産品に係る「原産資格割合」を用いた品目別規則の適用において、産品が締約国原産品と認定されるためには、当該産品の「原産資格割合」が、当該品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が当該輸出締約国、又は本邦(協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上の生産又は作業を行い、これに更に当該輸出締約国で何らかの生産又は作業を行う場合)であることが必要とされる。
 - イ 原産資格割合は、次により算出する。

改正前

- イ メキシコ協定第 24 条 4 (a)((材料の価額))の規定により、産品の生産に当たつて生産者が取得し、かつ、使用する原産材料の生産において、当該原産材料の生産者が使用した非原産材料の価額は、非原産材料価額に含めないので、留意する。例えば、メキシコ協定品目別規則において満たすべき域内原産割合が 60%以上である旨規定されている材料の場合、当該材料に含まれる原産材料の価額の割合が 70%、非原産材料の価額の割合が 20%、諸経費の価額の割合が 10%であるときには、当該材料は原産材料と認められることから、当該材料に含まれる非原産材料の価額は、非原産材料の価額の算出に当たつて考慮しない。他方、当該材料に含まれる原産材料の価額の割合が 40%、非原産材料の価額の割合が 50%、諸経費の価額の割合が 10%であるときには、当該材料は非原産材料と認められることから、当該材料に含まれる非原産材料の価額は、非原産材料価額に含まれることとなるので、留意する。
- 口 メキシコ協定第 26 条 ((中間材料))の規定に基づき産品の生産者が中間材料として指定する自己生産の原産材料において、当該生産者が使用した非原産材料の価額も同様に、同協定第 24 条 4(b)の規定により、非原産材料価額に含めないこととなる。

(付加価値基準を用いたマレーシア協定品目別規則の取扱い)

68-5-4の3 付加価値基準を用いたマレーシア協定品目別規則の適用に おいて、産品がマレーシア原産品と認定されるためには、当該産品の「原産 資格割合」が、同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に 行われた国がマレーシア、又は本邦(同協定第29条《累積》を適用し、本邦 において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上の生産又は作業を 行い、これに更にマレーシアで何らかの生産又は作業を行う場合)であるこ とが必要とされる。

改正後

F O B 価額 - 非原産材料価額

原産資格割合(%)= FOB価額-非原産材料価

 $\times 100$

F O B 価額

なおチリ原産品については、他に

<u>原産資格割合(%)=</u> <u>原産材料価額</u> × 100

を選択し適用することができるものとする。

この場合における用語の意義は次による。

- (イ)「FOB価額」(チリ原産品では「産品の取引価額」に読み替える。) とは、輸出締約国から送り出される貨物の輸出締約国の送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船渡し価額であり、これには送り出した際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。なお、産品の本船渡し価額は存在するが、その額が不明で確認することができない場合、及び産品の本船渡し価額が存在しない場合には関税評価協定第1条から第8条まで(チリ原産品では「第2条から第7条まで」とする。)の規定に従って決定される価額とすることに留意する。
- (ロ)「非原産材料価額」とは、産品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいい、個々の非原産材料の価額は、輸出締約国に輸入された際のCIF価額であって、関税評価協定に従って決定される価額とする。なお、当該個々の非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国の領域における確認可能な最初の支払に係る価格であり、当該締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他すべての費用及び当該締約国の領域において要する他の費用を除外することができるので留意する。
- (八) 「原産材料価額」とは、産品の生産において使用されるすべての 原産材料の価額をいい、チリ協定第 31 条の規定に従って決定される価 額をいう。
- <u>口 原産資格割合を計算するに際し、協定に規定される原産資格を与えることとならない作業によって付加された価値については、当然算入すること</u>

改正前

1) 原産資格割合は、次により算出する。

F O B 価額 - 非原産材料価額

原産資格割合(%)=

× 1 0 0

FOB価額

この場合における用語の意義は次による。

- イ 「FOB価額」とは、マレーシアから送り出される貨物のマレーシア の送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船渡し価額であ り、これには送り出した際に軽減され、免除され、又は払い戻された内 国税を含まない。なお、産品の本船渡し価額は存在するが、その額が不 明で確認することができない場合、及び産品の本船渡し価額が存在しな い場合には各々マレーシア協定第 28 条《原産品》5 の規定に基づく価額 とすることに留意する。
- 口 「非原産材料価額」とは、産品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいい、個々の非原産材料の価額は、マレーシアに輸入された際のCIF価額であつて、関税評価協定に従って決定される価額とする。なお、当該個々の非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、マレーシア協定第28条《原産品》6(b)の規定に基づく価額となるので留意する。
- (2) 原産資格割合を計算するに際し、マレーシア協定第31条《原産資格を 与えることとならない作業》によつて付加された価値については、当然算 入することになるので留意する。
- (3) 上記の原産資格割合を計算するに際し、当該産品の非原産材料価額に は、当該産品の生産に当たつて使用されるマレーシアの原産材料の生産に おいて使用される非原産材料の価額は含めない。

(原産資格割合を用いたチリ協定品目別規則の取扱い)

- 68-5-4の4 原産資格割合を用いたチリ協定品目別規則の適用において、 産品がチリ原産品と認定されるためには、当該産品の「原産資格割合」が、同 品目別規則に定める割合以上である生産又は作業がチリ、又は本邦(チリ協 定第33条を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割 合以上の生産又は作業を行い、これに更にチリで何らかの生産又は作業を行 う場合)であることが必要とされる。
 - (1) 原産資格割合は、次の2式のいずれかにより算出する。

改正後

になるので留意する。なお、チリ原産品の認定に当たっては、協定第 40 条に規定する作業のみにより付加された価値が、チリ協定附属書 2 に定め る割合を満たす場合は、チリ原産品とはならないことに留意する。

八 上記の原産資格割合を計算するに際し、当該産品の非原産材料価額には、 当該産品の生産に当たって使用される締約国の原産材料の生産において 使用される非原産材料の価額は含めない。 改正前

産品の取引価額 - 非原産材料価額

原産資格割合(%)= -

 $\times 100$

産品の取引価額

原産材料価額

<u>原産資格割合(%)=</u> ×100

産品の取引価額

この場合における用語の意義は次による。

- イ 「産品の取引価額」とは、チリ協定第30条に規定する場合を除くほか、 本船渡しの価額(FOB価額)に調整される価額をいう。
- 口 「非原産材料価額」とは、産品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいい、チリ協定第31条の規定に従って決定される価額をいう。
- 八 「原産材料価額」とは、産品の生産において使用されるすべての原産材料の価額をいい、チリ協定第31条の規定に従って決定される価額をい う。
- (2) 原産資格割合を計算するに際し、チリ協定第40条によって付加された 価値については、当然算入することになるので留意する。なお、チリ協定 第40条に規定する作業のみによって付加された価値が、チリ協定附属書 2に定める割合を満たす場合は、チリ原産品とはならないことに留意す る。
- (3) 上記の原産資格割合を計算するに際し、当該産品の非原産材料価額には、 当該産品の生産に当たって使用されるチリの原産材料の生産において使 用される非原産材料の価額は含めない。

(付加価値基準を用いたタイ協定品目別規則の取扱い)

68-5-4の5 付加価値基準を用いたタイ協定品目別規則の適用において、 産品がタイ原産品と認定されるためには、当該産品の「原産資格割合」が、同 品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国がタ イ又は本邦(同協定第29条を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別

	(注)院級を刊した箇所が以正部力 このる。
改正後	改正前
	規則に定める割合以上の生産又は作業を行い、これに更にタイで何らかの生
	産又は作業を行う場合)であることが必要とされる。
	(1) 原産資格割合は、次により算出する。
	<u>FOB価額 - 非原産材料価額</u>
	原産資格割合(%) =× 100
	FOB価額
	この場合における用語の意義は次による。
	イ 「FOB価額」とは、タイから送り出される貨物のタイの送出港におけ
	<u>る、買手から売手に支払われる貨物の本船渡し価額であり、これには送</u>
	<u>り出した際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。</u>
	なお、産品の本船渡し価額は存在するが、その額が不明で確認すること
	ができない場合、及び産品の本船渡し価額が存在しない場合には各々タ
	イ協定第28条5の規定に基づく価額とすることに留意する。
	口 「非原産材料価額」とは、産品の生産において使用されるすべての非原
	産材料の価額をいい、個々の非原産材料の価額は、タイに輸入された際
	のCIF価額であって、関税評価協定に従って決定される価額とする。
	なお、当該個々の非原産材料の価額が不明で確認することができない場
	合には、タイ協定第28条6(b)の規定に基づく価額となるので留意する。
	(2) 原産資格割合を計算するに際し、タイ協定第31条によって付加された
	価値については、当然算入することになるので留意する。
	(3) 上記の原産資格割合を計算するに際し、当該産品の非原産材料価額に
	は、当該産品の生産に当たって使用されるタイの原産材料の生産におい
	て使用される非原産材料の価額は含めない。

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正前

(「原産地が明らかであると認めた貨物」の取扱い)

68-5-6 令第61条第1項第2号イに規定する「税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物」の取扱いについては、次による。

改正後

- (1)「原産地が明らかであると認めた貨物」とは、経済連携協定に係る輸出締約国に固有の生物や当該輸出締約国のみで得られる産品(以下輸出締約国固有の産品という。)であって、輸出締約国からの過去の輸入実績のうち当該輸出締約国固有の産品が HS6桁の輸入実績の太宗を占めるものとして別に事務連絡する貨物とすることとし、締約国原産地証明書の提出を省略させるものとする。ただし、EPA税率の適用上特に問題があると認められる場合であって、後記68-5-7(少額貨物についての原産地の認定)の(1)に規定する書類等によっても締約国原産品として認定できない場合には、「原産地が明らかであると認めた貨物」に該当しないこととなるので留意する。
- (2) なお、非原産国を経由して本邦へ向けて運送された貨物(令第61条第1項 第2号ロに規定する書類の提出がある場合を除く。)については、締約国原産 地証明書の提出が必要な貨物として取り扱うものとする。

(「原産地が明らかであると認めた貨物」の取扱い)

- 68-5-6 令第61条第1項第2号イに規定する「税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物」の取扱いについては、次による。
 - (1)「原産地が明らかであると認めた貨物」は別に事務連絡する貨物とすることとし、締約国原産地証明書の提出を省略させるものとする。ただし、EPA税率の適用上特に問題があると認められる場合であって、後記68 5 7 (少額貨物についての原産地の認定)の(1)に規定する書類等によっても締約国原産品として認定できない場合には、「原産地が明らかであると認めた貨物」に該当しないこととなるので留意する。
 - (2) なお、非原産国を経由して本邦へ向けて運送された貨物(令第61条第1項第2号口に規定する書類の提出がある場合を除く。)については、締約国原産地証明書の提出が必要な貨物として取り扱うものとする。

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正前

(積送基準に関する取扱い)

68-5-9 次の表の第1欄に掲げる経済連携協定に対応する第2欄「積送 基準」に掲げる規定を満たす締約国原産品とは、今第61条第1項第2号ロ (1)及び(2)に掲げる規定を満たすものをいい、同項第2号口の規定に関す る用語の意義及び取扱いについては、次の(1)及び(2)による。

経済連携協定名	積送基準
シンガポール協定	シンガポール協定第27条
メキシコ協定	メキシコ協定第35条
マレーシア協定	マレーシア協定第32条
チリ協定	チリ協定第41条
タイ協定	タイ協定第32条
インドネシア協定	インドネシア協定第33条

- (1) 令第61条第1項第2号口に規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向 けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は 車両が非原産国を通過する場合であって、当該非原産国において当該貨 物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。
- (2) 令第61条第1項第2号口(1)に規定する「非原産国を経由して本邦へ向 けて運送される」とは、締約国から送り出される際に、明らかに本邦へ運 送する意思をもって積み出された貨物であって、非原産国を経由して本 邦へ向けて運送されるものをいう。

(積送基準に関する取扱い)

68-5-9 次の表の第1欄に掲げる経済連携協定に対応する第2欄「積送 基準」に掲げる規定を満たす締約国原産品とは、令第61条第1項第2号ロ (1)及び(2)に掲げる規定を満たすものをいい、同項第2号ロの規定に関す る用語の意義及び取扱いについては、次の(1)及び(2)による。

改正後

経済連携協定名	積送基準
シンガポール協定	シンガポール協定第27条
メキシコ協定	メキシコ協定第35条
マレーシア協定	マレーシア協定第32条
チリ協定	チリ協定第41条
タイ協定	タイ協定第32条

- (1) 令第61条第1項第2号口に規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向 けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は 車両が非原産国を通過する場合であって、当該非原産国において当該貨 物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。
- (2) 今第61条第1項第2号ロ(1)に規定する「非原産国を経由して本邦へ向 けて運送される」とは、締約国から送り出される際に、明らかに本邦へ運 送する意思をもって積み出された貨物であって、非原産国を経由して本 邦へ向けて運送されるものをいう。

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

(締約国原産地証明書の様式)

68 - 5 - 11 令第 61 条第 1 項第 2 号イに規定する締約国原産地証明書の様式は、 次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲 げるものとする。

改正後

経済連携協定	締約国原産地証明書の様式
シンガポール協定	REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL
	CERTIFICATE OF ORIGIN (C - 5290-1)
メキシコ協定	GREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE
	UNITED MEXICAN STATES AND JAPAN FOR THE
	STRENGTHENING OF THE ECONOMIC
	PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Annex
	2」(C - 5290-2) 及び「ACUERDO PARA EL
	FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN
	ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS
	MEXICANOS Y EL JAPÓN ₄ (C - 5290-3)
マレーシア協定	GOVERNMENT THE GOVERNMENT
	OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF
	JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM
	MJEPA (C - 5290-4)
チリ協定	r AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE
	REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC
	ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF
	ORIGIN J (C - 5290-5)
タイ協定	GAGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF
	THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC
	PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN
	(Combined declaration and certificate) FORM JTEPA
	(C - 5290-6)
<u>インドネシア協定</u>	r AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF
	INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC
	PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM
	<u>IJEPA J (C - 5290-7)</u>

(締約国原産地証明書の様式)

68 - 5 - 11 令第 61 条第 1 項第 2 号イに規定する締約国原産地証明書の様式は、 次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲 げるものとする。

改正前

経済連携協定	締約国原産地証明書の様式
シンガポール協定	REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL
	CERTIFICATE OF ORIGIN (C - 5290-1)
メキシコ協定	GAGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE
	UNITED MEXICAN STATES FOR THE
	STRENGTHENING OF THE ECONOMIC
	PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (C -
	5290-2) 及び「ACUERDO PARA EL
	FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN
	ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS
	MEXICANOS Y EL JAPÓN ₄ (C - 5290-3)
マレーシア協定	GOVERNMENT THE GOVERNMENT
	OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF
	JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM
	MJEPA J (C - 5290-4)
チリ協定	^r AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE
	REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC
	ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF
	ORIGIN J (C - 5290-5)
タイ協定	TAGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF
	THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC
	PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN
	(Combined declaration and certificate) FORM JTEPAJ
	(C - 5290 6)

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

(締約国原産地証明書の有効性の認定)

68 - 5 - 12 令第36条の3第3項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項、第61条第1項第2号イの規定により、税関に提出された締約国原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、シンガポール協定第3章、メキシコ協定第4章及び第5章第1節、マレーシア協定第3章、チリ協定第4章、タイ協定第3章又はインドネシア協定第3章に規定する原産品の要件を明らかに満たさないと認められる場合には、この限りではない。

改正後

- (1) 締約国原産地証明書に関税法施行令第61条第4項の表の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項が記載され、かつ、後記68-5-14(締約国原産地証明書の発給機関)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされたものであること。
- (2) 締約国原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、締約国原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致しない場合であっても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。イ次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書の同表の第2欄に掲げる欄に記載された関税率表番号(以下この節において「記載税番」という。)と、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号(以下この節において「適用税番」という。)とが異なっている場合で、次の(1)又は(1)までに該当するとき。

締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の欄
シンガポール協定原産地証明	10 No. & kind of Packages Description of
書	Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに
	品名)
メキシコ協定原産地証明書	5. HS Tariff Classification Number
マレーシア協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances
チリ協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and

(締約国原産地証明書の有効性の認定)

68 - 5 - 12 令第36条の3第3項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項、第61条第1項第2号イの規定により、税関に提出された締約国原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、シンガポール協定第3章、メキシコ協定第4章及び第5章第1節、マレーシア協定第3章、チリ協定第4章又はタイ協定第3章に規定する原産品の要件を明らかに満たさないと認められる場合には、この限りではない。

改正前

- (1) 締約国原産地証明書に関税法施行令第61条第4項の表の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項が記載され、かつ、後記68-5-14(締約国原産地証明書の発給機関)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされたものであること。
- (2) 締約国原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、締約国原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致しない場合であっても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。イ次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書の同表の第2欄に掲げる欄に記載された関税率表番号(以下この節において「記載税番」という。)と、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号(以下この節において「適用税番」という。)とが異なっている場合で、次の(1)又は(1)までに該当するとき。

締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の欄
シンガポール協定原産地証明	10 No. & kind of Packages Description of
書	Goods (include brand names if
	necessary)(包装の個数及び種類並びに
	品名)
メキシコ協定原産地証明書	5. HS Tariff Classification Number
マレーシア協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and
	numbers; Number and kind of packages;
	Description of good(s); HS code; Other
	instances
チリ協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and

改正	E後	Ī
	numbers; Number and kind of packages;	Ī
	Description of good(s); HS Tariff	l
	Classification Number	l
タイ協定原産地証明書	7. Number and type of	
	packages;description of goods	
	(including quantity where appropriate and	
	HS code of the importing country)	l
<u>インドネシア協定原産地証明</u>	4. Item number(as necessary); marks and	l
畫	numbers of packages; number and kind of	
	packages; description of good(s); HS tariff	
	<u>classification number</u>	l

- (イ) 記載税番と適用税番に対する経済連携協定に定める品目別規則が同一のものである場合。
- (I) 上記(イ)以外の場合であって、当該輸入貨物に適用されるべき税番の 決定に当たって記載税番としたことに相当の理由があると認められ、か つ、当該貨物が経済連携協定に定める締約国原産品と認められるとき。
- ロ 締約国原産地証明書に記載された数量と仕入書に記載された数量とが 合致しており、当該締約国原産地証明書に記載された数量と輸入貨物の数 量との間に差がある場合において、その差が僅少であるとき。
- 八 締約国原産地証明書に貨物の外装の記号、番号等が記載されている場合においては、当該記載されている貨物の外装の記号、番号等と輸入貨物の外装の記号、番号等とが一致しない場合であって、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認められ、かつ、当該締約国原産地証明書が当該貨物に係るものであることが明らかであるとき。
 - (イ) 当該締約国原産地証明書の発給時における誤記であることが他の添付 書類等からみて明らかである場合
 - (I) 当該輸入貨物が令第61条第1項第2号口(2)に該当する貨物であって、 当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税関の監督下において当 該輸入貨物の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合
- (3) 締約国原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。<u>なお、インドネシア協定原産地証明書にあっては、記載内容の修正は行われることはなく、再</u>発給されるので留意する。

改正前		
	numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS Tariff Classification Number	
タイ協定原産地証明書	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)	

- (イ) 記載税番と適用税番に対する経済連携協定に定める品目別規則が同一のものである場合。
- (I) 上記(イ)以外の場合であって、当該輸入貨物に適用されるべき税番の 決定に当たって記載税番としたことに相当の理由があると認められ、か つ、経済連携協定に定める品目別規則の掲げる条件からみて、当該貨物 が締約国原産品と認められるとき。
- 口 締約国原産地証明書に記載された数量と仕入書に記載された数量とが 合致しており、当該締約国原産地証明書に記載された数量と輸入貨物の数 量との間に差がある場合において、その差が僅少であるとき。
- 八 締約国原産地証明書に貨物の外装の記号、番号等が記載されている場合においては、当該記載されている貨物の外装の記号、番号等と輸入貨物の外装の記号、番号等とが一致しない場合であって、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認められ、かつ、当該締約国原産地証明書が当該貨物に係るものであることが明らかであるとき。
 - (イ) 当該締約国原産地証明書の発給時における誤記であることが他の添付書類等からみて明らかである場合
 - (I) 当該輸入貨物が令第61条第1項第2号口(2)に該当する貨物であって、 当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税関の監督下において当 該輸入貨物の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合
- (3) 締約国原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。

改正後

(4) 紛失等の理由により再発給された締約国原産地証明書について、次の表の 第1欄に掲げる締約国原産地証明書に第2欄の記載事項が記載されている こと。

締約国原産地証明書	記載事項
シンガポール協定	"DUPLICATE" 又は"DUPLICATA"
メキシコ協定	" DUPLICATE "
マレーシア協定	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
チリ協定	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
タイ協定	" DUPLICATE " 及び当初の原産地証明書の番号
	及び発給年月日
インドネシア協定	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日

なお、再発給された締約国原産地証明書の有効期間の起算日は当初の締約 国原産地証明書が発給された日であるので、令第61条第6項の規定の適用に 当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は<u>有効なものとしては扱わな</u> いこととなるので留意する。

(5) 締約国原産地証明書が、貨物が本邦以外の締約国から送り出された後(インドネシア協定にあっては船積日から4日目以降(例えば、船積日が7月1日であれば、7月4日以降)」において発給された場合には、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書に第2欄の記載事項が記載され、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。

締約国原産地証明書	記載事項
メキシコ協定	" ISSUED RETROSPECTIVELY "
マレーシア協定	" ISSUED RETROACTIVELY "
チリ協定	" ISSUED RETROACTIVELY " 及び船積みの日
タイ協定	" ISSUED RETROACTIVELY " 及び船積みの日
インドネシア協定	" ISSUED RETROACTIVELY " 及び船積みの日

改正前

(4) 紛失等の理由により再発給された締約国原産地証明書について、次の表の 第1欄に掲げる締約国原産地証明書に第2欄の記載事項が記載されている こと。

締約国原産地証明書	記載事項
シンガポール協定	"DUPLICATE" 又は"DUPLICATA"
メキシコ協定	" DUPLICATE "
マレーシア協定	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
チリ協定	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
タイ協定	"DUPLICATE"及び当初の原産地証明書の番号
	及び発給年月日

なお、再発給された締約国原産地証明書の有効期間の起算日は当初の締約 国原産地証明書が発給された日であるので、令第61条第6項の規定の適用に 当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は無効となるので留意する。

(5) 締約国原産地証明書が、貨物が本邦以外の締約国から<u>送り出された後</u>において発給された場合には、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書に第2欄の記載事項が記載され、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。

締約国原産地証明書	記載事項
メキシコ協定	" ISSUED RETROSPECTIVELY "
マレーシア協定	" ISSUED RETROACTIVELY "
チリ協定	" ISSUED RETROACTIVELY " 及び船積みの日
タイ協定	" ISSUED RETROACTIVELY " 及び船積みの日

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正前

(締約国原産地証明書の発給機関)

の第1欄に掲げる締約国原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げ る機関とする。

改正後

締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の発給機関
シンガポール協定原産地証明	シンガポール税関
書	
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ経済省
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア国際貿易産業省
チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局
	(チリ協定第44 条2に基づき原産地証明書の
	発給につき責任を負う団体として「製造業振興
	協会(Sociedad de Fomento Fabril(SOFOFA))」
	及び「商工会議所(Camara Nacional de
	Comercio Servicios y Turismo)」が指定さ
	れている。)
タイ協定原産地証明書	タイ商務省又はこれを継承する当局
インドネシア協定原産地証明	インドネシア商業省
書	

締約国原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、 別に事務連絡する。

(締約国原産地証明書の発給機関)

68 - 5 - 14 令第61条第4項に規定する「発給につき権限を有する機関」は、次の表 68 - 5 - 14 令第61条第4項に規定する「発給につき権限を有する機関」は、次の表 の第1欄に掲げる締約国原産地の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関 とする。

締約国原産地証明書	締約国原産地証明書の発給機関
シンガポール協定原産地証明	シンガポール税関
書	
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ経済省
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア国際貿易産業省
チリ協定原産地証明書	チリ外務省国際経済関係総局
	(チリ協定第44 条2に基づき原産地証明書の
	発給につき責任を負う団体として「製造業振興
	協会(Sociedad de Fomento Fabril(SOFOFA))」
	及び「商工会議所(Camara Nacional de
	Comercio Servicios y Turismo)」が指定さ
	れている。)
タイ協定原産地証明書	タイ商務省又はこれを継承する当局

締約国原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、 別に事務連絡する。

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

- 68-5-21 (締約国原産品であることについての確認)
- (1) シンガポール協定原産地証明書の真偽等シンガポール税率の適用に際 して疑義が生じ、シンガポールに照会する場合には本省を通じて行うことと する。
 - なお、照会が可能な期間は輸入申告の日から又は蔵入申請の日から3年間 に限るものとする。
- (2) 輸出締約国から輸入される又は輸入された貨物が締約国原産品である か否かを決定する必要がある場合には、次の表第1欄に掲げる締約国原産地 証明書に対応する第2欄の確認に関する規定に基づき確認を行うこととし、 実施に当たっては、東京税関業務部総括原産地調査官を経由して本省に協議 するものとする。この場合には、必要に応じ当該貨物の輸入者に対し当該規 定及び確認を行うことを説明することとする。なお、確認の実施に先立ち、 輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。

確認に関する規	輸出締約国の権	確認による締約
<u>定</u>	限のある政府当	国原産品でない
	<u>局</u>	<u>ことの決定</u>
メキシコ協定第	メキシコ経済省	メキシコ協定第
<u>44条</u>		<u>44条</u>
マレーシア協定	マレーシア国際	マレーシア協定
第43条及び第44	貿易産業省	第45条 3
<u>条</u>		
チリ協定第47条	チリ外務省国際	チリ協定第49条
及び48条	経済関係総局	3
タイ協定第43条	タイ商務省	タイ協定第45条
及び44条		<u>3</u>
インドネシア協	インドネシア商	インドネシア協
定第43条及び第	<u>業省</u>	定第45条3
<u>44条</u>		
	定 メキシコ協定第 44条 マレーシア協定 第43条及び第44 条 チリ協定第47条 及び48条 タイ協定第43条 及び44条 インドネシア協 定第43条及び第	定限のある政府当 同メキシコ協定第 44条メキシコ経済省 スレーシア協定 第43条及び第44 条マレーシア国際 貿易産業省 貿易産業省 と 経済関係総局 タイ協定第43条 及び44条インドネシア協 定第43条及び第インドネシア商 業省

- <u>イ 締約国原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。</u>
 - (イ) 上記表の第3欄に掲げる輸出締約国の権限のある政府当局に対し、

(シンガポール原産品に係る原産地証明の確認のための援助)

68 - 5 - 21 シンガポール協定原産地証明書の真偽等シンガポール税率の適用に際して疑義が生じ、シンガポールに照会する場合には本省を通じて行うこととする。

改正前

なお、照会が可能な期間は輸入申告の日から又は蔵入申請の日から3年間に限るものとする。

(メキシコ協定原産品であることについての確認)

- 68 5 21の2 メキシコから輸入される貨物がメキシコ協定原産品であるか 否かを決定する必要がある場合には、メキシコ協定第 44 条 ((原産品であることについての確認))の規定に基づき確認を行うこととし、実施に当た つては、本省に協議するものとする。この場合には、当該貨物の輸入者に 対し、メキシコ協定原産品であることについての確認に関する同協定の規 定を説明することとする。なお、確認を行おうとする前には、輸入者に対 し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。
 - (1) メキシコ協定原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。
 - <u>イ メキシコ経済省に対し、当該貨物がメキシコ協定原産品であるか否</u>かに関する情報をメキシコ協定原産地証明書に基づいて要請する。
 - <u>ロ</u> メキシコに所在する送り出した者又は生産者に対して質問書を送付する。
 - 八 メキシコ経済省が行うメキシコにおける送り出した者又は貨物の生産者の施設への訪問に立会い、当該訪問を通じて、メキシコ協定第4章((原産地規則))の規定に適合していることを示す情報(同協定第43条((記録の保管))の規定に従つて保管される文書に含まれる情報を含む。)を収集すること及びそのため当該貨物の生産に使用された設備の確認を行うこと、並びにそのようにして収集した情報を英語で提供することを、要請する。
 - (2) 上記(1)のイの方法により確認を行う場合において、必要と認める場合には、貨物がメキシコ協定原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。

メキシコ経済省が要請の日の後4ヶ月(追加の情報にあつては、2ヶ月)

当該貨物が締約国原産品であるか否かに関する情報を締約国原産地証明書に基づいて要請すること。この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物が締約国原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。

なお、メキシコ協定原産地証明書については、メキシコに所在する送り出した者又は生産者に対し質問書を送付する方法によることが可能であるので留意する。

(ロ) 輸出締約国の権限のある政府当局が行う輸出締約国における原産 地証明書の発給を受けた者又は輸出締約国に所在する生産者であって 輸出者の要請により、締約国原産地証明書の発給申請を行った産品の生 産者への訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、産品が締約国原産品であ るか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該 産品の生産に使用された設備の確認を行うことを輸出締約国に対して 要請すること。

なお、マレーシア協定原産地証明書及びインドネシア協定原産地証明書の場合にあっては、原則、上記(イ)を最初に行い、その結果に満足しない場合に行うものとする(例外的と認められる場合には、上記(イ)の前又は間に上記(ロ)を行うことができるが、この場合は上記(イ)については行うことができないので留意する。)。

口 上記(イ)の方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又は輸出締約国に所在し、輸出者の要請により締約国原産地証明書の発給申請を行った産品の生産者に関する情報で、輸出締約国の権限のある政府当局に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由するのと平行し、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、直接質問状を送付することができる。

また、上記イ(イ)のなお書きによる場合において、メキシコに所在する 送り出した者又は生産者に対する質問書は、次のいずれかの方法により送 付するとともに、直ちにメキシコ経済省に通報するものとする。なお、メ キシコに所在する送り出した者又は生産者への連絡及び質問書の回答は、 英語によるものとする。

(イ) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便

改正前

の期間内に回答を行わない場合には、メキシコ協定第 44 条 3((記録の保管))の規定により、確認の対象となつている貨物がメキシコ協定原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るメキシコ協定原産地証明書を無効なものと認めて、メキシコ税率を適用しないこととなるので、留意する。

- (3) 上記(1)の口の方法により確認を行う場合において、メキシコに所在する送り出した者又は生産者に対する質問書は、次のいずれかの方法により送付するとともに、直ちにメキシコ経済省に通報するものとする。なお、メキシコに所在する送り出した者又は生産者への連絡及び質問書の回答は、英語によるものとする。
 - イ 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便
- 口 送り出した者又は生産者による受領の確認を伴うその他の方法 質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から30日の期間内に受 領し、かつ、確認の対象となつている貨物がメキシコ協定原産品である か否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、 追加の質問書により送り出した者又は生産者に対し、当該質問書を受領 した日から30日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。

質問書(追加の質問書を含む。)に対する回答が、貨物がメキシコ協定原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となつている貨物がメキシコ協定原産品でないと決定し、メキシコ税率を適用しないものとする。この場合には、送り出した者又は生産者に対し、上記イ又は口の方法により、当該貨物がメキシコ協定第4章((原産地規則))の規定に従つてメキシコ協定原産品とされるか否かについての書面による決定(当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。)を送付するものとする。

質問書に対する回答が、当該質問書を受領した日から 30 日の期間内に 送付されない場合には、メキシコ協定第 44 条 8(b)((原産品であることに ついての確認))の規定により、確認の対象となつている貨物がメキシコ協定原産品でないと決定されることから、当該貨物に係るメキシコ協定原産地証明書を無効なものと認めて、メキシコ税率を適用しないことと なるので、留意する。

(4) 上記(1)の八の方法により確認を行う場合には、本省を通じて行う。 なお、訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくと

(ロ) 送り出した者又は生産者による受領の確認を伴うその他の方法

八 輸出締約国の権限のある政府当局が要請の受領の日から次の表第1欄 に掲げる経済連携協定に対応する第2欄の期間内(追加情報の要請にあっては、次の表の第3欄の期間内に回答を行わない場合及び質問書(追加の 質問書を含む。)に対する回答が、貨物が締約国原産品であることを決定す るために十分な情報を含まない場合には、上記の表の第4欄に掲げる協 定の規定により確認の対象となつている貨物が締約国原産品ではないと 決定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書を無効なものと 認めて、EPA税率を適用しないこととなるので、留意する。

締約国原産地証明書	情報提供の期	追加情報提供の期限
	<u>限</u>	
メキシコ協定原産地証明書	<u>4か月</u>	<u>2か月</u>
マレーシア協定原産地証明書	<u>3か月</u>	<u>2か月</u>
チリ協定原産地証明書	<u>3か月</u>	<u>2か月</u>
タイ協定原産地証明書	<u>3か月</u>	<u>2か月</u>
インドネシア協定原産地証明	<u>6か月</u>	<u>4か月</u>
畫		

なお、上記イ(イ)のなお書きの方法による確認では、質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から 30 日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により貨物を送り出した者又は生産者に対し、当該質問書を受領した日から 30 日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書(追加の質問書を含む。)に対しメキシコ協定原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定原産品でないと決定し、メキシコ税率を適用しないこととなるので留意する。

二 上記イ(ロ)の方法により確認を行う場合には、東京税関業務部総括原産 地調査官を経由して本省を通じて行う。なお、訪問の実施の要請について は、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前(メキシコ協定原産地証 明書にあっては30日前)までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通 改正前

も30日前までに受領の確認を伴う方法により、メキシコ政府に対し、次の事項に関する情報を含む書面を送付する必要があり、情報の修正がある場合には、訪問の実施を希望する日よりも前に(訪問の実施を希望する日を修正する場合には、10日前までに)書面により通報する必要があるので、留意する。

- イ 当該書面を送付する税関を特定する事項
- ロ 施設への訪問が要請される送り出した者又は生産者の氏名又は名称
- ハ 訪問の実施を希望する日及び場所
- 二 訪問の目的及び実施の範囲(確認の対象となつているメキシコ協定原産地証明書所載の貨物の明記を含む。)
- ホ 訪問に立ち会う税関の職員の氏名及び官職

メキシコ政府が訪問の実施を拒否する場合又は書面による要請に対し 当該書面を受領した日から 20 日以内に回答しない場合には、メキシコ協 定第 44 条 14((原産品であることについての確認))の規定により、訪問の 対象とされた貨物がメキシコ協定原産品でないと決定されることから、 当該貨物に係るメキシコ協定原産地証明書を無効なものと認めて、メキ シコ税率を適用しないこととなるので、留意する。

- (5) 上記(1)の確認の過程において、貨物の生産に使用された材料がメキシコ協定原産材料(メキシコ協定第4章((原産地規則))の規定に従つて原産材料とされる材料をいう。以下この項において同じ。)であるか否かを決定するために必要な情報を要請した場合において、送り出した者若しくは生産者が貨物の生産に使用された材料がメキシコ協定原産材料であることを証明する当該貨物に関する情報の提供を行わない場合、又は提供された情報が当該材料がメキシコ協定原産材料であると決定するために十分でない場合には、当該材料はメキシコ協定原産材料でないと決定するものとする。なお、当該決定により、必ずしも、当該貨物自体がメキシコ協定原産品でないとの決定が導かれるものでないことに留意する。
- (6) 上記(1)の確認の手続を実施した後、その貨物が確認の対象となつた 送り出した者又は生産者に対し、上記(3)のイ又は口の方法により、当該 貨物がメキシコ協定第 4 章 ((原産地規則))の規定に従つてメキシコ協 定原産品とされるか否かについての書面による決定(当該決定に係る事 実認定及び法的根拠を含む。)を送付するものとする。

- <u>じ、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、次の事項を含む書面を送付</u>することとする。
- (イ) 当該書面を送付する関係当局を特定する事項
- (ロ) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国の領域に所 在する生産者の氏名又は名称
- (ハ) 訪問の実施を希望する日及び場所
- (二) 訪問の目的及び実施の範囲(確認の対象となっている原産地証明書 所載の産品の明記を含む。)
- (ホ) 訪問に立ち会う本邦の関係当局の職員の氏名及び官職
- ホ 輸出締約国政府が訪問の実施を拒否する場合、書面による要請に対し 当該書面を受領した日から 30 日以内に回答しない場合、訪問の最終日から 45 日以内又は相互に合意するその他の期間内に、訪問の間又はその後 に収集した情報が提供されない場合又は提供された情報に貨物が締約国 原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合は、上記 の表第4欄に示す締約国原産地証明書に対応する協定の規定により、訪問 の対象とされた貨物が輸出締約国原産品でないと決定されることから、当 該貨物に係る締約国原産地証明書を無効なものと認めて、EPA税率を適 用しないこととなるので、留意する。
- へ 上記ホまでの手続きを実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局 (メキシコ協定原産地証明書に係る(2)イのなお書きの確認にあっては、 メキシコに所在する送り出した者又は生産者)に対し、産品が締約国原産 品であるか否かについて書面による決定(当該決定に係る事実認定及び法 的根拠を含む。)を送付する。

この書面による通知は、上記口に準じて行うものとする。

ト 締約国原産品として輸入申告された貨物について、上記表の第2欄に 掲げる協定の規定に基づく確認を行う場合であって、輸入者が貨物の引取 りを急ぐ理由があると認められるときは、法第73条第1項及び第77条第7 項の規定に基づき担保を提出させ、当該貨物の引取りを認めて差し支えな い。ただし、メキシコ協定附属書1の日本国の表第5欄(注釈)に21、24、 25、26、27、29、30、31及び32の番号が掲げられた品目に分類される貨物 (限度枠管理されている貨物)については、この限りでないので、留意す る。 改正前

- (7) メキシコ経済省が期間内に回答を行わない場合、質問書に対する送り 出した者又は生産者による回答が期間内に送付されない場合、並びにメ キシコ政府が訪問の実施を拒否する場合又は訪問の実施の要請を行うた めの書面に対し期間内に回答しない場合には、メキシコ協定第44条((原 産品であることについての確認))の規定により、問題となつている貨物 に対しメキシコ税率を適用しないこととなるが、この場合には送り出し た者又は生産者に対し、上記(3)のイ又は口の方法により書面による決定 を送付するものとする。
- (8) 当該確認を通じて得た情報に基づいて貨物がメキシコ協定原産品でないと決定し、かつ、上記(6)により送り出した者又は生産者に対し書面による決定を送付する場合には、当該貨物に対しメキシコ税率を適用しないこととする前に、その貨物が確認の対象とされた送り出した者又は生産者に対し、意見又は追加の情報を提出するための期間として書面による決定の受領の日から30日の期間を与えるものとし、当該期間内に当該送り出した者又は生産者から受領した意見又は追加の情報を考慮した後に最終的な決定を行うものとする。当該最終的な決定は、当該送り出した者又は生産者に対し、上記(3)のイ又は口の方法により送付するものとする。
- (9) メキシコ協定原産品として申告された貨物について、上記(1)の確認を行う場合であつて、輸入者が特に引取りを急ぐ理由があると認められるときは、法第73条第1項((輸入の許可前における貨物の引取り))及び第77条第7項((郵便物の関税の納付等))の規定に基づき担保を提供させ、当該貨物の引取りの許可を行つても差し支えない。ただし、メキシコ協定附属書1の日本国の表第5欄(注釈)に21、24、25、26、27、29、30、31及び32の番号が掲げられた品目に分類される貨物(限度枠管理されている貨物)については、この限りでないので、留意する。

(マレーシア原産品であることについての確認)

68-5-21 の 3 マレーシアから輸入される貨物がマレーシア原産品であるか否かを決定する必要がある場合には、マレーシア協定第 43 条 《原産地証明書に基づく確認の要請》及び同協定第 44 条 《原産品であるか否かについての確認のための訪問》の規定に基づき確認を行うこととし、実施に当たつては、本省に協議するものとする。この場合には、当該貨物の輸入者に対し、

	(注)뜅線を刊した固川が以上部分である。
改正後	改正前
	マレーシア協定第 43 条《原産地証明書に基づく確認の要請》及び同協定第
	44 条《原産品であるか否かについての確認のための訪問》の規定を説明す
	<u>ることとする。なお、確認を行おうとする前には、輸入者に対し照会を行</u>
	う等、疑義の解明に努めるものとする。
	ーーマレーシア原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれか
	の方法により行うものとする。
	イ マレーシア国際貿易産業省に対し、当該貨物がマレーシア原産品であ
	るか否かに関する情報をマレーシア協定原産地証明書に基づいて要請
	する。この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合
	には、貨物がマレーシア原産品であるか否かに関する追加の情報を要請
	するものとする。
	ロ マレーシア国際貿易産業省が行うマレーシアにおける原産地証明書
	の発給を受けた者又はマレーシアに所在する生産者であってマレーシ
	ア協定第 40 条 7 《生産者による情報提供》(b)に規定する者への訪問に
	立会い、当該訪問を通じて、産品がマレーシア原産品であるか否かに関
	する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に
	使用された設備の確認を行うことをマレーシアに対して要請すること。
	なお、原則、上記口は上記イをまず最初に行い、その結果疑義が解明
	できない場合に行うものとするが、例外として緊急を要する場合には、
	上記イの前又は間に上記口を行うことができるものとする。この場合は
	上記イについては行うことができないので留意する。
	上記イの方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受
	けた者又はマレーシアに所在する生産者であってマレーシア協定第 40 条
	7 《生産者による情報提供》(b)に規定する者に関する情報で、マレーシ
	ア国際貿易産業省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在マ
	レーシア日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を
	送付する必要がある場合等は、在マレーシア日本大使館を経由するのと
	平行し、マレーシア国際貿易産業省に対し、直接質問状を送付すること
	ができる。
	マレーシア国際貿易産業省が要請の受領の日から3か月の期間内(追加
	情報の要請にあつては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状
	(追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がマレーシア原産品である
	ことを決定するために十分な情報を含まない場合には、マレーシア協定第
	<u>ここでがたするにのに「刀は旧北で口みない物口には、 マレーノブ 励た先</u>

7L	(注)傍線を刊した固所が以止部分である。
改正後	改正前
	45条3《特恵待遇の決定》の規定により確認の対象となつている貨物がマ
	<u>レーシア原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るマレーシ</u>
	ア協定原産地証明書を無効なものと認めて、マレーシア税率を適用しない
	<u>こととなるので、留意する。</u>
	上記口の方法により確認を行う場合には、本省を通じて行う。なお、訪
	問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも 40 日前
	までに在マレーシア日本国大使館を通じ、マレーシア国際貿易産業省に対
	し、次の事項を含む書面を送付することとする。
	イ 当該書面を送付する関係当局を特定する事項
	ロ その施設への訪問が要請される輸出者又はマレーシアの領域に所
	在する生産者の氏名又は名称
	八 訪問の実施を希望する日及び場所
	二 訪問の目的及び実施の範囲(確認の対象となっている原産地証明書
	所載の産品の明記を含む。)
	ホ 訪問に立ち会う輸入締約国の関係当局の職員の氏名及び官職
	マレーシア政府が訪問の実施を拒否する場合、書面による要請に対し当
	該書面を受領した日から30日以内に回答しない場合、訪問の最終日から
	45 日以内又は相互に合意するその他の期間内に、訪問の間又はその後に
	収集した情報が提供されない場合又は提供された情報に貨物がマレーシ
	ア原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合は、マ
	レーシア協定第 45 条 3 《特恵待遇の決定》の規定により、訪問の対象と
	された貨物がマレーシア原産品でないと決定されることから、当該貨物
	に係るマレーシア協定原産地証明書を無効なものと認めて、マレーシア
	<u>税率を適用しないこととなるので、留意する。</u>
	<u>上記までの手続きを実施した後、マレーシア国際貿易産業省に対し、産</u>
	<u>品がマレーシア原産品であるか否かについて書面による決定(当該決定</u>
	に係る事実認定及び法的根拠を含む。) を送付する。
	この書面による通知は、上記 に準じて行うものとする。
	マレーシア原産品として輸入申告された貨物について、マレーシア協定
	第 43 条《原産地証明書に基づく確認の要請》及び同協定第 44 条《原産品
	であるか否かについての確認のための訪問》の規定に基づき確認を行う場
	合であつて、輸入者が貨物の引取りを急ぐ理由があると認められるときは、
	法第 73 条第 1 項《輸入の許可前における貨物の引取り》及び第 77 条第 7

	(注)傍線を竹した固所が改止部分である。
改正後	改正前
	項《郵便物の関税納付等》の規定に基づき担保を提出させ、当該貨物の引
	取りを認めて差し支えない。
	(チリ原産品であることについての確認)
	68 - 5 - 21の4
	する必要がある場合には、チリ協定第47条及び同協定第48条の規定に基づき
	確認を行うこととし、実施に当たっては、本省に協議するものとする。この
	場合には、当該貨物の輸入者に対し、チリ協定第47条及び同協定第48条の規
	一定を説明することとする。なお、確認を行おうとする前には、輸入者に対し
	照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。
	(1) チリ原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法
	<u>により行うものとする。</u>
	イ チリ外務省国際経済関係総局に対し、当該貨物がチリ原産品であるか
	否かに関する情報をチリ協定原産地証明書に基づいて要請する。この方
	法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物が
	チリ原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。
	ロ チリ外務省国際経済関係総局が行うチリにおける原産地証明書の発
	<u>給を受けた者又はチリに所在する生産者であってチリ協定第44条7(b)</u>
	<u>に規定する者への訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、産品がチリ原産</u>
	<u>品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのた</u>
	<u>め当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことをチリに対して</u>
	<u>要請すること。</u>
	<u>なお、原則、上記口は上記イをまず最初に行い、その結果疑義が解明で</u>
	<u>きない場合に行うものとするが、例外として緊急を要する場合には、上記</u>
	<u>イの前又は間に上記口を行うことができるものとする。この場合は上記イ</u>
	<u>については行うことができないので留意する。</u>
	(2) 上記イの方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受
	<u>けた者又はチリに所在する生産者であってチリ協定第44条7(b)に規定す</u>
	<u>る者に関する情報で、チリ外務省国際経済関係総局に対する情報の要請</u>
	は、質問状で行うものとし、在チリ日本国大使館を経由し行うこととする。
	なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、在チリ日本国大使館
	を経由するのと平行し、チリ外務省経済関係総局に対し、直接質問状を送
	<u>付することができる。</u>

¬L → //-	(汪)傍線を何した固所か改止部分である。
改正後	改正前
	(3) チリ外務省経済関係総局が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情
	報の要請にあっては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状
	(追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がチリ原産品であることを
	決定するために十分な情報を含まない場合には、チリ協定第49条3の規定
	により確認の対象となっている貨物がチリ原産品ではないと決定される
	ことから、当該貨物に係るチリ協定原産地証明書を無効なものと認めて、
	<u>チリ税率を適用しないこととなるので、留意する。</u>
	(4) 上記口の方法により確認を行う場合には、本省を通じて行う。なお、訪
	問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前
	までに在チリ日本国大使館を通じ、チリ外務省経済関係総局に対し、次の
	事項を含む書面を送付することとする。
	イ 当該書面を送付する関係当局を特定する事項
	ロ その施設への訪問が要請される輸出者又はチリの領域に所在する生
	産者の氏名又は名称
	ハ 訪問の実施を希望する日及び場所
	二 訪問の目的及び実施の範囲(確認の対象となっている原産地証明書所
	載の産品の明記を含む。)
	ホ 訪問に立ち会う本邦の関係当局の職員の氏名及び官職
	(5) チリ政府が訪問の実施を拒否する場合、書面による要請に対し当該書面
	を受領した日から30日以内に回答しない場合、訪問の最終日から45日以内
	又は相互に合意するその他の期間内に、訪問の間又はその後に収集した情
	報が提供されない場合又は提供された情報に貨物がチリ原産品であるこ
	とを決定するために十分な情報を含まない場合は、チリ協定第49条3の規
	定により、訪問の対象とされた貨物がチリ原産品でないと決定されること
	から、当該貨物に係るチリ協定原産地証明書を無効なものと認めて、チリ
	税率を適用しないこととなるので、留意する。
	(6) 上記までの手続きを実施した後、チリ外務省国際経済関係総局に対し、
	産品がチリ原産品であるか否かについて書面による決定(当該決定に係る
	事実認定及び法的根拠を含む。)を送付する。
	この書面による通知は、上記(2)に準じて行うものとする。
	(7) チリ原産品として輸入申告された貨物について、チリ協定第47条及び同
	協定第48条の規定に基づき確認を行う場合であって、輸入者が貨物の引取
	りを急ぐ理由があると認められるときは、法第73条第1項及び第77条第7
	フセボト注口があるに認められることは、仏界の赤が「現及び第11末第1

改正後		(注)傍線を付した箇所が改止部分である。
い。(タイ原産品であることについての確認) 188・5・21の5 タイから輸入される貨物がタイ原産品であるか否かを決定する必要がある場合には、タイ協定第43条及び第44条の規定に基づき確認を行うこととし、実施に当たっては、本省に協議するものとする。この場合には、当該貨物の輸入者に対し、タイ協定第43条及び第44条の規定を説明することとする。なお、確認を行おうとする前には、軸入者に対し照会を行う等、接続の解明に影かものとする。 (1) タイ原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。 イ タイ商教に対し、当該貨物がタイ原産品であるか否かに関する情報をタイ協定原産地証明書に基づいて要請する。この方法により情報を要請するものとする。 ロ タイ商務省が行うタイにおける原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定原産もひとする。 ロ タイ商務省がラクイにおける原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条ア(b)に規定する者への助問に立ち会れ、当該訪問を通じて、産品がタイ原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条ア(b)に規定する者に関する情報で、タイの務省に対し、互体制金に対し、支持を指数で表する場合を持てのよってタイ協定第40条ア(b)に規定する者信取の表は、関門放び行うものとし、在タイ日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状态法付するととができる。 (3) タイ商務省が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあっては、2か月)の期間内に回答を行わない場合の交通目状に通知できることを決定するためによりな情報を含まない現合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品であることを決定するために土分な情報を含まない現合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品であることを決定するために土分な情報を含まない現合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品でなることを決定するために土分な情報を含まない現合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該技	改正後	改正前
(タイ原産品であることについての確認) 88 - 5 - 21の5 タイから輸入される資物がタイ原産品であるか否かを決定する必要がある場合には、タイ協定第43条及び第44条の規定に基づき確認を行うこととし、実施に当たっては、本省に協議するものとする。この場合には、当該資物の輸入者に対し、タイ協定第43条及び第44条の規定を説明することとする。なか、確認を行う等。 接義の解明に努めるものとする。 (1) タイ原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。 イ タイ商務省に対し、当該貨物がタイ原産品であるか否かに関する情報をタイ協定原産地証明書に基づいて要請する。この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、資物がタイ原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。 ロ タイ商務省に対し、当該訪問を適じて、産品がタイ原産品であるか否かに関する情報を収集し、及り提供することができる。 対面がに関する追加の情報を要請するものとする。 2 タイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(りに規定する者への訪問に立ち会)、当該訪問を適じて、産品がタイ原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供することをグに対して要請すること。 (2) 上記イの方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(しに規定する者に関する情報で、タイ商務省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付するの要がある場合等は、在タイ日本国大使館を経由するのと並行し、タイ商務省で書話の受情の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあるよう情報に対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務省が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあてことが、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状に追加の要請にあることを決定するためしたよりな情報を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている資物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該資物に係るタイ協定原産出ではないと決定されることから、当該資物に係るタイ協定原産出ではないと決定されることから、当該資物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該資物に係るタイ協定原産出ではないと決定されることがある。当該資物のタイ原産品ではないと決定されることがある。当該資物でタイ原産品ではないと決定されることがある。当該資物に係るタイ協定原産品ではないと決定されることがある。当該資物でタイ原産品ではないと決定されることがある。当該資物であることでは確認の対象となっている資物を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている資物を含まない場合には、タイ協定の意味を含まない場合には、タイ協定の意味を含まないは、自然を含まないは、自然を含まないは、自然を含まないは、自然を含まないは、自然を含まないは、自然を含まないは、自然を含まないは、自然を含まないは、自然を含まないは、自然を表すないは、自然を含まないないは、自然を含まないは、自然を含まないは、自然を含まないは、自然を含まないは、自然を含まないは、自然を含まないないないないないないないないないないないないな		項の規定に基づき担保を提出させ、当該貨物の引取りを認めて差し支えな
88-5-21の5 タイから輸入される貨物がタイ原産品であるか否かを決定する必要がある場合には、タイ協定第4条及び第44条の規定に基づき確認を行うこととし、実施に当たっては、本省に協議するものとする。この場合には、当該貨物の輸入者に対し、タイ協定第40条及び第44条の規定を説明することとする。なお、確認を行わうとする前には、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。 (1) タイ原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。 イ タイ商務省に対し、当該貨物がタイ原産品であるか否かに関する情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物がタイ原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。 ロ タイ商務省で行うタイにおける原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第4条とりた「20」と対して要請するものとする。 ロ タイ商務省で対して、必要と認める場合には、貨物がタイ原産品であるが否かに関する追加の情報を要請するものとする。		ι I _o
する必要がある場合には、タイ協定第43条及び第44条の規定に基づき確認を行うこととし、実施に当たっては、本省に協議するものとする。この場合には、当該資物を利金に対し、タイ協定第44条及り規定を説明することとする。なお、確認を行おうとする前には、輸入者に対し肥会を行う等、整義の解明に努めるものとする。 (1) タイ版産品であるか否を決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。 イ タイ商務省に対し、当該資物がタイ原産品であるか否かに関する情報を変権変属を地証明書に基づいて要請する。この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物がタイ原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。 ロ タイ商務省が行うタイにおける原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する者への訪問に立ち会い、当該訪問を通して、産品がタイ原産品であるか否かに関する音数を収集し、及び提供することがにそつため当該産の生産に使用された設備の確認を行うよとなびにそのため当該を変し生産に使用された設備の確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所なる生産者であるでタイ協定第40条7(b)に規定する者に関する情報で、タイ商務省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大便館を経由する「書を、タイ商務省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大便館を経由してうこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がる当会等は、今年日本国大便館を経由する。「当該資助する情報で、タイ商務省に対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務省が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあっては、タイ商務省が要請の受領の日から3か月の期間内に追加情報の要請にあっては、タイの財力の期間内に回答を行わない場合及び間状に追加の質問状態を含まない場合には、タイ協定第6条3の規定により確認の対象となっている質物がタイ原産品ではないと決定さることから、当該資物に係るタイ協定原産地証可書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		(タイ原産品であることについての確認)
行うこととし、実施に当たっては、本省に協議するものとする。この場合には、当該資物の輸入者に対し、タイ協定第43条及び第44条の規定を説明することとする。なお、確認を行おうとする前には、輸入者に対し照会を行う等、難義の解明に努めるものとする。 (1) タイ原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。 イ タイ商務省に対し、当該資物がタイ原産品であるか否かに関する情報を受力協定原産地証明書に基づいて要請する。この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、資物がタイ原産品であるか否がに関する追加の情報を要請するものとする。 ロ タイ商務省が行うタイにおける原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する者への訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、産品がタイ原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行う場合において、原産が平の条約でした関する情報を収集し、及び提供することをタイに対して要請すること。 (2) 上記その方法により確認を行う場合において、原産地理の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する者に関する情報で、タイ商務省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、在タイ日本国大使館を経由するのと並行し、タイ商務省に対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務省で要請の受領の日から3か月の期間内に国情報の要請にあっては、2か月月の期間内に回答を行わない場合及び質問状に追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がタイ原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている資物がタイ原産品ではないと決定されることから、当なら指数を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている資物がタイ原産品ではないと決定されることから、当なりを資		
は、当該貨物の輸入者に対し、タイ協定第43条及び第44条の規定を説明することとする、なお、確認を行おうとする前には、輸入者に対し照会を行う等、 疑義の解明に努めるものとする。 (1) タイ原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法 により行うものとする。 イ タイ商務値に対し、当該貨物がタイ原産品であるか否かに関する情報 をタイ協定原産地証明書に基づいて要請する。この方法により情報を要 請する場合において、必要と認める場合には、貨物がタイ原産品である か否かに関する追加の情報を要請するものとする。 ロ タイ商務値が行うタイにおける原産地証明書の発給を受けた者又は タイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する者への 訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、産品がタイ原産品である否かに 関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産 に使用された設備の確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又は タイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する情報を収集し、及び退代することができるが否かに 関する情報を収集し、及び退代することがにそのため当該産品の生産 に使用された設備の確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する者に関する情報で、タイ商務値に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大使館を経由する。とも、緊急に関 するに関する情報で、タイ商務値に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大使館を経由するのと並行し、タイ商務値に対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務値で対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務値で対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務値で対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務値で対し、直接質問状を送付することができる。 (4) タイ商務値で対し、直接質問状を送付することができる。 (5) タイ商務値で対し、直接関門状を送付することができる。 (6) タイ商務値で対し、直接関門状を送付することができる。 (7) タイ商務値で対し、直接関門状を送付することができる。 (7) タイ商務値で対し、原産品であることを決定するために ナウな情報を含まない場合には、タイ協定第46条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品であることを決定するために ナウな情報を含まない場合には、タイ協定第46条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品であることを決定するに対象を対象に対象を対象を表する。		する必要がある場合には、タイ協定第43条及び第44条の規定に基づき確認を
は、当該貨物の輸入者に対し、タイ協定第43条及び第44条の規定を説明することとする、なお、確認を行おうとする前には、輸入者に対し照会を行う等、 疑義の解明に努めるものとする。 (1) タイ原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法 により行うものとする。 イ タイ商務省に対し、当該貨物がタイ原産品であるか否かに関する情報 をタイ協定原産地証明書に基づいて要請する。この方法により情報を要 請する場合において、必要と認める場合には、貨物がタイ原産品である か否かに関する追加の情報を要請するものとする。 ロ タイ商務省が行うタイにおける原産地証明書の発給を受けた者又は タイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する者への 訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、産品がタイ原産品であるか否かに 関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産 に使用された設備の確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又は タイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する者(i) に対の方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する者に関する情報で、タイ商務省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大使節を経由するうとが う者に関する情報で、タイ商務省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大使節を経由するのと並行し、タイ商務省に対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務省で対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務省で対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務省で対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務省を書ない場合に対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務省を書ない場合に対し、原産品であることを決定するために 十分な情報を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品であることを決定するために 十分な情報を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品であることを決定するために		行うこととし、実施に当たっては、本省に協議するものとする。この場合に
接続の解明に努めるものとする。 (1) タイ原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。 イ タイ商務省に対し、当該貨物がタイ原産品であるか否かに関する情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物がタイ原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。 ロ タイ商務省が行うタイにおける原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条 7 (b)に規定する者への訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、産品がタイ原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことをタイに対して要請するごと、(2) 上記イの方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条 7 (b)に規定する者に関する情報で、タイ商務省に対する情報の確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条 7 (b)に規定する者に関する情報で、タイ商務省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大使館を経由するのと並行し、タイ商務省が要請の受領の目から3か月の期間内(追加情報の要請にあっては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状(追加の質問状を含するに対するのとが、資物がタイ原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合といる。当該資物のタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ秘率を適用し		は、当該貨物の輸入者に対し、タイ協定第43条及び第44条の規定を説明する
(1) タイ原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。 イ タイ商務省に対し、当該貨物がタイ原産品であるか否かに関する情報をタイ協定原産地証明書に基づいて要請する。この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物がタイ原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。		
により行うものとする。 イ タイ商務省に対し、当該貨物がタイ原産品であるか否かに関する情報をタイ協定原産地証明書に基づいて要請する。この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物がタイ原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。 □ タイ商務省が行うタイにおける原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する者への訪問に立ち会い、当該訪問を適して、産品がタイ原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことをタイに対して要請すること。 (2) 上記イの方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する者に関する情報で、タイ商務省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付することができる。 (3) タイ商務省で対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務省が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあっては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状(追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がタイ原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		疑義の解明に努めるものとする。 「記載の解明に努めるものとする」
イ タイ商務省に対し、当該貨物がタイ原産品であるか否かに関する情報をタイ協定原産地証明書に基づいて要請する。この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物がタイ原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。 ロ タイ商務省が行うタイにおける原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する者への訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、産品がタイ原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことをタイに対して要請すること。(2)上記イの方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する者に関する情報で、タイ商務省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大使館を経由するのと並行し、タイ商務省に対し、直接質問状を送付することができる。(3)タイ商務省が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあっては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状(追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がタイ原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、タイ協定第46条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		(1) タイ原産品であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法
イ タイ商務省に対し、当該貨物がタイ原産品であるか否かに関する情報をタイ協定原産地証明書に基づいて要請する。この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物がタイ原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。 ロ タイ商務省が行うタイにおける原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する者への訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、産品がタイ原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことをタイに対して要請すること。 (2) 上記イの方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する者に関する情報で、タイ商務省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、在タイ日本国大使館を経由するのと並行し、タイ商務省が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあっては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状(追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がタイ原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、タイ協定第4条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		により行うものとする。
請する場合において、必要と認める場合には、貨物がタイ原産品であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。 □ タイ商務省が行うタイにおける原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条 7 (b)に規定する者への訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、産品がタイ原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことをタイに対して要請すること。 (2) 上記イの方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条 7 (b)に規定する者に関する情報で、タイ商務省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、在タイ日本国大使館を経由するのと並行し、タイ商務省に対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務省が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあっては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状(追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がタイ原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、タイ協定第46条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		ー フィー イ イ タイ 市務省に対し、当該貨物がタイ原産品であるか否かに関する情報
か否かに関する追加の情報を要請するものとする。 □ タイ商務省が行うタイにおける原産地証明書の発給を受けた者又は タイに所在する生産者であってタイ協定第40条7 (b)に規定する者への 訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、産品がタイ原産品であるか否かに 関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産 に使用された設備の確認を行うことをタイに対して要請すること。 (2) 上記イの方法により確認を行う」とをタイに対して要請すること。 (2) 上記イの方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条7 (b)に規定する者に関する情報で、タイ商務省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、在タイ日本国大使館を経由するのと並行し、タイ商務省が要がある場合等は、在タイ日本国大使館を経由するのと並行し、タイ商務省が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあっては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状(追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がタイ原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		をタイ協定原産地証明書に基づいて要請する。この方法により情報を要
□ タイ商務省が行うタイにおける原産地証明書の発給を受けた者又は タイに所在する生産者であってタイ協定第40条 7 (b)に規定する者への 訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、産品がタイ原産品であるか否かに 関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産 に使用された設備の確認を行うことをタイに対して要請すること。 (2) 上記イの方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条 7 (b)に規定する者に関する情報で、タイ商務省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、在タイ日本国大使館を経由するのと並行し、タイ商務省に対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務省で要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあっては、2か月)の期間内(回答を行わない場合及び質問状に追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がタイ原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		請する場合において、必要と認める場合には、貨物がタイ原産品である
タイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する者への 訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、産品がタイ原産品であるか否かに 関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産 に使用された設備の確認を行うことをタイに対して要請すること。 (2) 上記イの方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する者に関する情報で、タイ商務省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、在タイ日本国大使館を経由するのと並行し、タイ商務省に対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務省が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあっては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状(追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がタイ原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		か否かに関する追加の情報を要請するものとする。
訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、産品がタイ原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことをタイに対して要請すること。 (2) 上記イの方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する者に関する情報で、タイ商務省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、在タイ日本国大使館を経由するのと並行し、タイ商務省に対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務省が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあっては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状(追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がタイ原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		ロータイ商務省が行うタイにおける原産地証明書の発給を受けた者又は
関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことをタイに対して要請すること。 (2) 上記イの方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条 7 (b)に規定する者に関する情報で、タイ商務省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、在タイ日本国大使館を経由するのと並行し、タイ商務省に対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務省が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあっては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状(追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がタイ原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		タイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する者への
に使用された設備の確認を行うことをタイに対して要請すること。 (2) 上記イの方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する者に関する情報で、タイ商務省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、在タイ日本国大使館を経由するのと並行し、タイ商務省に対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務省が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあっては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状(追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がタイ原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、産品がタイ原産品であるか否かに
(2) 上記イの方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定する者に関する情報で、タイ商務省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、在タイ日本国大使館を経由するのと並行し、タイ商務省に対し、直接質問状を送付することができる。(3) タイ商務省が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあっては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状(追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がタイ原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産
けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条 7 (b)に規定する者に関する情報で、タイ商務省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、在タイ日本国大使館を経由するのと並行し、タイ商務省に対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務省が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあっては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状(追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がタイ原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		に使用された設備の確認を行うことをタイに対して要請すること。
る者に関する情報で、タイ商務省に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、在タイ日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、在タイ日本国大使館を経由するのと並行し、タイ商務省に対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務省が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあっては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状(追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がタイ原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		(2) 上記イの方法により確認を行う場合において、原産地証明書の発給を受
のとし、在タイ日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問 状を送付する必要がある場合等は、在タイ日本国大使館を経由するのと並 行し、タイ商務省に対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務省が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあ っては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状(追加の質問状 を含む。)に対する回答が、貨物がタイ原産品であることを決定するために 十分な情報を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対 象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該貨 物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		<u>けた者又はタイに所在する生産者であってタイ協定第40条7(b)に規定す</u>
状を送付する必要がある場合等は、在タイ日本国大使館を経由するのと並行し、タイ商務省に対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務省が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあっては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状(追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がタイ原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		<u>る者に関する情報で、タイ商務省に対する情報の要請は、質問状で行うも</u>
行し、タイ商務省に対し、直接質問状を送付することができる。 (3) タイ商務省が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあっては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状(追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がタイ原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		のとし、在タイ日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問
(3) タイ商務省が要請の受領の日から3か月の期間内(追加情報の要請にあっては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状(追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がタイ原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		
っては、2か月)の期間内に回答を行わない場合及び質問状(追加の質問状を含む。)に対する回答が、貨物がタイ原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		
を含む。)に対する回答が、貨物がタイ原産品であることを決定するために 十分な情報を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対 象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該貨 物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		7 / 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
十分な情報を含まない場合には、タイ協定第45条3の規定により確認の対象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		
象となっている貨物がタイ原産品ではないと決定されることから、当該貨物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		を含む。)に対する回答が、貨物がタイ原産品であることを決定するために
物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ税率を適用し		
<u> </u>		
<u>ないこととなるので、留意する。</u>		
		<u>ないこととなるので、留意する。</u>

改正後	(左)房線を刊りた箇所が設定部分である。 改正前
以正按	
	(4) 上記の方法により確認を行う場合には、本省を通じて行う。なお、訪問
	の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前ま
	でに在タイ日本国大使館を通じ、タイ商務省に対し、次の事項を含む書面
	<u>を送付することとする。</u>
	<u>イ 当該書面を送付する関係当局を特定する事項</u>
	ロ その施設への訪問が要請される輸出者又はタイの領域に所在する生
	<u>産者の氏名又は名称</u>
	<u>ハ 訪問の実施を希望する日及び場所</u>
	二 訪問の目的及び実施の範囲(確認の対象となっている原産地証明書所
	載の産品の明記を含む。)
	ホ 訪問に立ち会う本邦の関係当局の職員の氏名及び官職
	(5) タイ政府が訪問の実施を拒否する場合、書面による要請に対し当該書面
	を受領した日から30日以内に回答しない場合、訪問の最終日から45日以内
	又は相互に合意するその他の期間内に、訪問の間又はその後に収集した情
	報が提供されない場合又は提供された情報に貨物がタイ原産品であるこ
	とを決定するために十分な情報を含まない場合は、タイ協定第45条3の規
	から、当該貨物に係るタイ協定原産地証明書を無効なものと認めて、タイ
	税率を適用しないこととなるので、留意する。
	(6) 上記までの手続きを実施した後、タイ商務省に対し、産品がタイ原産品
	であるか否かについて書面による決定(当該決定に係る事実認定及び法的
	根拠を含む。)を送付する。
	この書面による通知は、上記(2)に準じて行うものとする。
	(7) タイ原産品として輸入申告された貨物について、タイ協定第43条及び第
	44条の規定に基づき確認を行う場合であって、輸入者が貨物の引取りを急
	く理由があると認められるときは、法第73条第1項及び第77条第7項の規
	大塚田があると認められるととは、水泉で赤泉・境及り泉が泉泉・境の水 定に基づき担保を提出させ、当該貨物の引取りを認めて差し支えない。
	たに全ノビニ体でル山でで、コ欧貝物の川林りで配めて全し文化ない。